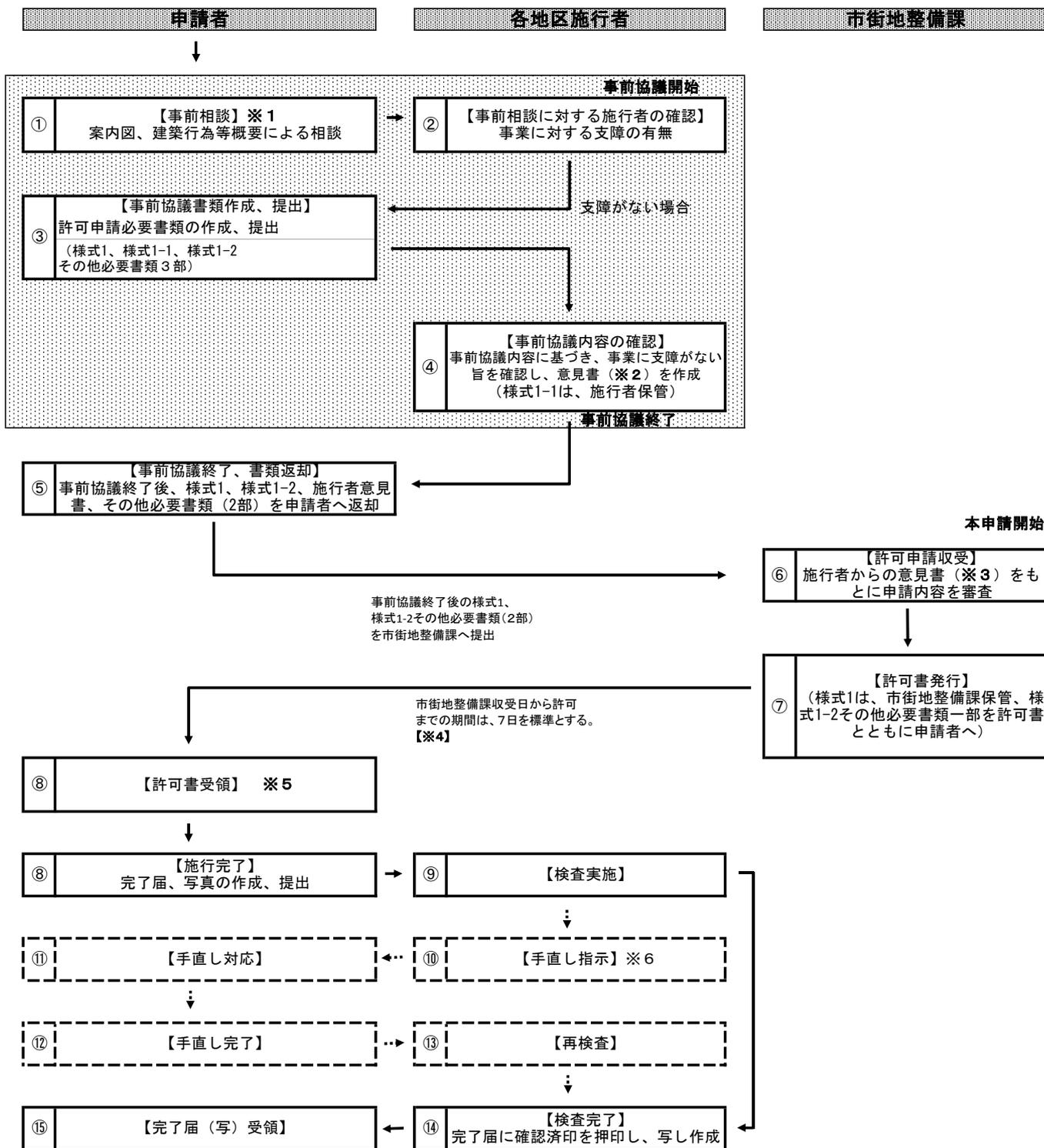


76条許可申請手続きの流れ（組合施行）



- ※1 土地区画整理法第76条第1項による許可申請は、必ず施行者との事前相談～事前協議を行って下さい。
- ※2 土地区画整理法第76条第2項の規定に基づき許可の申請があった場合は、施行者の意見を聴くことになっています。
- ※3 施行者からの意見書に基づき、申請された建築行為等を許可するか否か、条件付き許可とするか判断します。
- ※4 標準処理期間(処理期間の目安)：市街地整備課に書類が到達してから休日を除き7日
ただし、施行者との事前協議期間を除く。また添付図面の訂正、差替等が生じた場合は、この限りではない。
- ※5 許可書の受領は、市街地整備課からの連絡を受けてからお越しください。
訂正等がある場合は訂正印を、また受領の際は、申請者の受領印(代理人申請の場合は代理人の印)をいただきますのであらかじめご用意ください。
- ※6 事業の施行の障害が確認された場合、施行者から指摘があります。